

空き地をお持ちの皆様へ

空き地の適正管理をお願いいたします

岡崎市では市内で誰もがいつも快適に過ごすことができるよう、生活環境の美化について条例によりルールを定めており、空き地をお持ちの（管理している）皆様には、空き地の敷地内に生えた雑草の草刈り、枯草の片付け、ポイ捨てされたごみの回収などを状況に応じて行うようお願いしています。雑草が成長して時間が経つと、



害虫が発生！



花粉が飛沫！



枯草火災のおそれ！

など、周辺にお住まいの方々に様々な影響がおよびます。このため雑草の草刈りなどの対策は、生え始めの**早い時期に行うこと**をお勧めいたします。

Q1. 早めの対策をすると??

- A1. 1 作業が少なくて済みます！
生え始めなら刈り取る手間も少なくて済みます
- 2 早く対応してもらえます！
夏は造園業者さんも忙しく順番待ちに…
- 3 周りの皆様も安心です！
良好なお隣関係につながります

Q2. 雑草の草刈りについての相談は??

A2. 造園業者等にご相談ください。

Q3. 空き地が遠方にあり現状がわからない

A3. 担当（下記）が現状を確認しますので、お問合せください！



担当：岡崎市環境部環境保全課環境美化係

TEL（０５６４）２３－６４７６

FAX（０５６４）４７－８７１０